

議 案 第 6 6 号

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市火葬場設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「使用者又は死亡者が次の各号のいずれかに該当する」を「特に必要があると認める」に改め、同条各号を削る。

別表中

「

|     |             |     |    |               |
|-----|-------------|-----|----|---------------|
| 火葬室 | 死体（1 2 歳以上） | 1 体 | 無料 | 2 0 , 0 0 0 円 |
|     | 死体（1 2 歳未満） | 1 体 | 無料 | 1 0 , 0 0 0 円 |
|     | 死胎          | 1 胎 | 無料 | 4 , 5 0 0 円   |

」を

「

|     |         |            |               |               |
|-----|---------|------------|---------------|---------------|
| 火葬室 | 死体      | 1 体        | 1 0 , 0 0 0 円 | 4 0 , 0 0 0 円 |
|     | 1 8 歳未満 | 1 体        | 無料            | 2 0 , 0 0 0 円 |
|     | 死胎      | 1 胎        | 無料            | 9 , 0 0 0 円   |
|     | 改葬遺骨    | 1 基（3 体まで） | 1 0 , 0 0 0 円 | 4 0 , 0 0 0 円 |

」に

改め、同表備考を次のように改める。

## 備考

- 1 「市内」とは、使用者が市内に住所を有する者である場合又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた者である場合をいい、「市外」とは、市内以外の場合をいう。
- 2 「18歳未満」とは、死亡者が死亡時に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者をいう。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提案理由

新居浜市火葬場の火葬室に係る使用料の額の改定を行うとともに、火葬室の使用に係る年齢等の使用区分の見直しを行う等のため、本案を提出する。